

用具名	市町村	該当	対象者	対象年齢	耐用年数	基準額（円）	備考
火災警報器	米子市	○	視覚障がい者2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	境港市	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	日吉津村	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	大山町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	南部町	○	障がい等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	伯耆町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	日南町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	日野町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
	江府町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	15,500	
自動消火器	米子市	○	視覚障がい者2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	境港市	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	日吉津村	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	大山町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	南部町	○	障がい等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	伯耆町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	日南町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	日野町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
	江府町	○	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	8年	28,700	
ガス漏れ警報器	米子市	○	視覚障がい者2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（ガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	-	5年	20,000	
	境港市	×					
	日吉津村	×					
	大山町	×					
	南部町	×					
	伯耆町	×					
	日南町	×					
	日野町	×					
電磁調理器	米子市	○	視覚障がい者2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	境港市	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	日吉津村	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	大山町	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	南部町	○	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	日南町	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	日野町	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
	江府町	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6年	41,000	
歩行時間延長信号機 用小型送信機	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	10年	12,000	
	境港市	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	12,000	
	日吉津村	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	7,000	

	大山町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	12,000	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	10年	12,000	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	12,000	
	日南町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	12,000	
	日野町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	12,000	
	江府町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	10年	7,000	
暗所視支援眼鏡	米子市	○	視覚障がいを有する者で、医師の判断による書面により必要性があると認められる者	学齢児以上	8年	395,000	医師の判断による書面は、主治医が作成した給付意見書（暗所視支援眼鏡用）とする
	境港市	○	視覚障がいを有する者で、医師の判断による書面により必要性があると認められる者	学齢児以上	8年	395,000	医師の判断による書面は、主治医が作成した給付意見書（暗所視支援眼鏡用）とする
	日吉津村	×					
	大山町	×					
	南部町	×					
	伯耆町	×					
	日南町	×					
	日野町	×					
	江府町	×					
視覚障がい者用体温計（音声式）	米子市	○	視覚障がい者2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	境港市	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	日吉津村	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	大山町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	日南町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	日野町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
	江府町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5年	9,000	
視覚障がい者用体重計	米子市	○	視覚障がい者2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	境港市	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	日吉津村	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	大山町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	日南町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	日野町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	江府町	○	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	18,000	
視覚障がい者用血圧計（音声式）	米子市	○	視覚障がい者2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	10,000	

	境港市	○	視覚障がい者2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5年	10,000	
	日吉津村	×					
	大山町	×					
	南部町	×					
	伯耆町	×					
	日南町	×					
	日野町	×					
	江府町	×					
情報・通信支援用具	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	5年	100,000	
	境港市	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	100,000	
	日吉津村	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	—	100,000	原則1人につき1回とする
	大山町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	—	100,000	原則1人につき1回とする
	南部町	○	上肢機能障害又は視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	—	100,000	原則1人につき1回とする
	伯耆町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	—	100,000	原則1人につき1回とする
	日南町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	—	100,000	原則1人につき1回とする
	日野町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	—	100,000	原則1人につき1回とする
	江府町	○	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者	学齢児以上	—	100,000	原則1人につき1回とする
点字ディスプレイ	米子市	○	視覚障がい者2級以上の者で、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	境港市	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	日吉津村	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	大山町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	南部町	○	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	伯耆町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	日南町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	日野町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
	江府町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6年	383,500	
点字器（標準型）	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	
	境港市	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	附属品：点筆（価格に含む）
	日吉津村	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	附属品：点筆（価格に含む）
	大山町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	附属品：点筆（価格に含む）
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	附属品：点筆（価格に含む）
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	附属品：点筆（価格に含む）
	日南町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	附属品：点筆（価格に含む）
	日野町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：10,712 標準型B：6,798	附属品：点筆（価格に含む）
	江府町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	7年	標準型A：11,024 標準型B：7,632	
点字器（携帯型）	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	

	境港市	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	附属品：点筆（価格に含む）
	日吉津村	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	附属品：点筆（価格に含む）
	大山町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	附属品：点筆（価格に含む）
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	附属品：点筆（価格に含む）
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	附属品：点筆（価格に含む）
	日南町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	附属品：点筆（価格に含む）
	日野町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	附属品：点筆（価格に含む）
	江府町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	5年	携帯型A：7,632 携帯型B：1,749	附属品：点筆（価格に含む）
点字タイプライター	米子市	○	視覚障がい者2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	境港市	○	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	日吉津村	○	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	大山町	○	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	日南町	○	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	日野町	○	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
	江府町	○	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	学齢児以上	5年	63,100	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 48,000	
	境港市	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 48,000	
	日吉津村	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 35,000	
	大山町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 35,000	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 35,000	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 35,000	
	日南町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 35,000	
	日野町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 35,000	
	江府町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	録音再生機： 85,000 再生専用機： 48,000	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800
境港市		○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
日吉津村		○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	

	大山町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	日南町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	日野町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
	江府町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	99,800	
視覚障がい者用拡大読書器	米子市	○	視覚障がい有する者であって、本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になる者（文字を音声で読み上げる機能が付加された視覚障がい者用拡大読書器の給付を受けようとする場合には、その読み上げられた音声を理解することができるものに限る。）	学齢児以上	8年	198,000	
	境港市	○	視覚障がい有する者であって、本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	日吉津村	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	大山町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	南部町	○	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	伯耆町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になる者（文字を音声で読み上げる機能が付加された視覚障害者用拡大読書器の給付を受けようとする場合にあっては、その読み上げられた音声を理解することができるものに限る。）	学齢児以上	8年	198,000	
	日南町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	日野町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	99,800	
	江府町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8年	198,000	
	視覚障がい者用時計	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	5年	触読：10,300 音声：13,300
境港市		○	視覚障害2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	5年	触読：10,300 音声：13,300	
日吉津村		○	視覚障害2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読：10,300 音声：13,300	
大山町		○	視覚障害2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読：10,300 音声：13,300	
南部町		○	視覚障がい2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読：10,300 音声：13,300	
伯耆町		○	視覚障害2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読：10,300 音声：13,300	
日南町		○	視覚障害2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読：10,300 音声：13,300	
日野町		○	視覚障害2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年		
江府町		○	視覚障害2級以上の者。なお、音声腕時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	学齢児以上	10年	触読：10,300 音声：13,300	
点字図書	米子市	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい有する者	-	-	必要と認められた額	
	境港市	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	-	必要と認められた額	
	日吉津村	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	-	必要と認められた額	※1
	大山町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	-	必要と認められた額	※1
	南部町	×					
	伯耆町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	-	必要と認められた額	
	日南町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	-	必要と認められた額	
	日野町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	-	必要と認められた額	
	江府町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	-	-	必要と認められた額	
音声コンパス	米子市	×					
	境港市	×					
	日吉津村	×					
	大山町	○	視覚障害2級以上の者	-	6年	13,300	
	南部町	×					
	伯耆町	×					

音声タグレコーダー	日南町	×					
	日野町	×					
	江府町	×					
	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	59,800	
	境港市	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	59,800	
	日吉津村	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	59,800	
	大山町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	59,800	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者	学齢児以上	6年	59,800	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	59,800	
地デジ対応ラジオ	日南町						
	日野町	○	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	6年	59,800	
	江府町	×					
	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	-	6年	29,000	
	境港市	○	視覚障害2級以上の者	-	6年	29,000	
	日吉津村	○	視覚障がい2級以上の者	-	6年	29,000	
	大山町	○	視覚障害2級以上の者	-	6年	29,000	
	南部町	○	視覚障がい2級以上の者	-	6年	29,000	
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の者	-	6年	29,000	
視覚障がい者用音声通信装置（音声ガイド機能付携帯電話）	日南町	○	視覚障がいの程度が1級又は2級の者	-		29,000	
	日野町	○	視覚障害2級以上の者	-	6年	29,000	
	江府町	×					
	米子市	○	視覚障がい2級以上の者	16歳以上	5年	59,000	
	境港市	○	視覚障がい2級以上の者	16歳以上	5年	59,000	
	日吉津村	○	視覚障がい2級以上の者	16歳以上	5年	59,000	
	大山町	×					
	南部町	×					
	伯耆町	○	視覚障害2級以上の児・者	16歳以上		59,000	携帯電話対応音声コードの読取機能を搭載した機種に限る。
日南町	×						
日野町	×						
江府町	○	視覚障害2級以上の者	16歳以上	5年	64,900	付属品：充電器（価格に含む）	

※1 点字図書給付事業実施要綱抜粋

（給付の限度）

対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

（自己負担額）

自己負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。